

第 1 号議案

国民健康保険料賦課限度額の引上げについて

第1号議案

国民健康保険料賦課限度額の引上げについて

1 賦課限度額の内容

(単位：万円) (表1)

	対象者：被保険者全員			対象者：40歳～64歳	
	基礎分(1)	後期分(2)	計(3) ((1)+(2))	介護分(4)	計(5) ((3)+(4))
平成27年度(現行)	51	16	67	14	81
国の場合	52	17	69	16	85
平成28年度(改正案)	52	17	69	16	85
対前年度比(増額)	1	1	2	2	4

(基礎分：基礎賦課限度額 後期分：後期高齢者支援金等賦課限度額 介護分：介護納付金賦課限度額)

2 芦屋市の保険料率と賦課限度額(平成27年度分)

(表2)

	平等割額(1) 1世帯につき	均等割額(2) 被保険者1人につき	所得割額(3) 世帯内の国保加入者全員の 平成26年中の基準総所得金額 ×	平成27年度 年間保険料(4) (1)+(2)+(3)=(4) 【限度額】			
基礎分	21,000円	+	28,440円	+	6.0%	=	【510,000円】
後期分	7,200円	+	9,840円	+	2.4%	=	【160,000円】
介護分	5,880円	+	11,280円	+	2.4%	=	【140,000円】

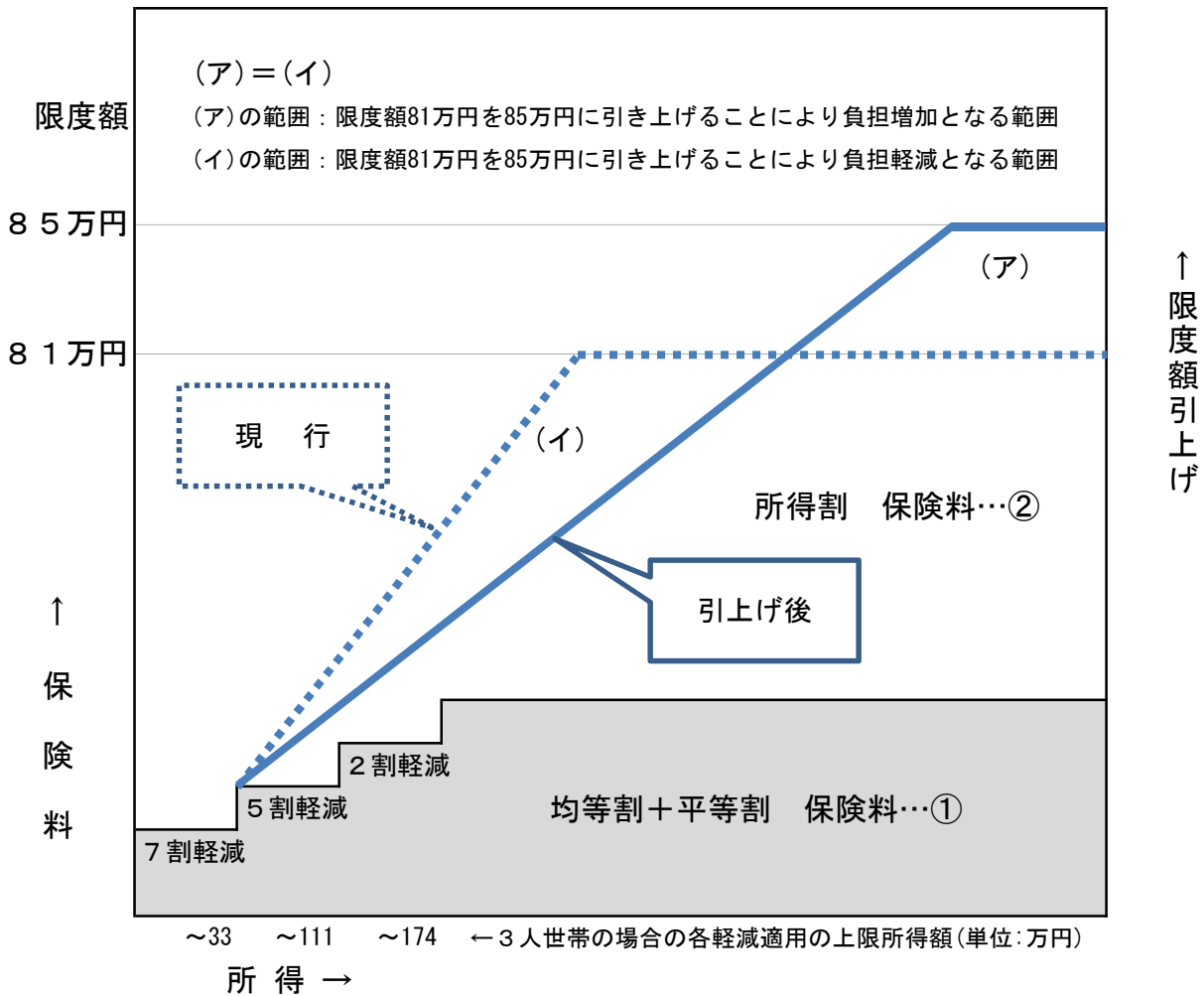
3 賦課限度額の引上げに伴う負担軽減等について

(基礎分52万円+後期分17万円+介護分16万円=85万円)

保険料負担の範囲の変化

- ・ 現 行 : ①の塗りつぶし範囲+「現行」の点線表示から右側の範囲
- ⇕ (保険料の総額は同額)
- ・ 引上げ後 : ①の塗りつぶし範囲+「引上げ後」の実線表示から右側の範囲

(図1)



基礎分保険料(1)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	6.00 %	所得割率	5.95 %
均等割額	28,440 円	均等割額	28,440 円
平等割額	21,000 円	平等割額	21,000 円
賦課限度額	510,000 円	賦課限度額	520,000 円

給与収入額	所得金額	1人世帯			2人世帯			3人世帯			(単位:円)
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	
未申告	未申告	49,440	49,440	0	77,880	77,880	0	106,320	106,320	0	
0 円	0 円	14,832	14,832	0	23,364	23,364	0	31,896	31,896	0	
98.0 万円	33.0 万円	14,832	14,832	0	23,364	23,364	0	31,896	31,896	0	
98.1 万円	33.1 万円	24,780	24,779	-1	39,000	38,999	-1	53,220	53,219	-1	
124.0 万円	59.0 万円	40,320	40,190	-130	54,540	54,410	-130	68,760	68,630	-130	
124.1 万円	59.1 万円	55,212	55,081	-131	54,600	54,469	-131	68,820	68,689	-131	
145.0 万円	80.0 万円	67,752	67,517	-235	67,140	66,905	-235	81,360	81,125	-235	
145.1 万円	80.1 万円	77,700	77,464	-236	67,200	66,964	-236	81,420	81,184	-236	
150.0 万円	85.0 万円	80,640	80,380	-260	70,140	69,880	-260	84,360	84,100	-260	
150.1 万円	85.1 万円	80,700	80,439	-261	93,564	93,303	-261	84,420	84,159	-261	
184.7 万円	111.0 万円	96,240	95,850	-390	109,104	108,714	-390	99,960	99,570	-390	
184.7 万円	111.1 万円	96,300	95,909	-391	109,164	108,773	-391	131,916	131,525	-391	
207.5 万円	127.0 万円	105,840	105,370	-470	118,704	118,234	-470	141,456	140,986	-470	
207.5 万円	127.1 万円	105,900	105,429	-471	134,340	133,869	-471	141,516	141,045	-471	
221.5 万円	137.0 万円	111,840	111,320	-520	140,280	139,760	-520	147,456	146,936	-520	
221.9 万円	137.1 万円	111,900	111,379	-521	140,340	139,819	-521	147,516	146,995	-521	
258.7 万円	163.0 万円	127,440	126,790	-650	155,880	155,230	-650	163,056	162,406	-650	
259.1 万円	163.1 万円	127,500	126,849	-651	155,940	155,289	-651	163,116	162,465	-651	
274.7 万円	174.0 万円	134,040	133,335	-705	162,480	161,775	-705	169,656	168,951	-705	
274.7 万円	174.1 万円	134,100	133,394	-706	162,540	161,834	-706	190,980	190,274	-706	
341.5 万円	221.0 万円	162,240	161,300	-940	190,680	189,740	-940	219,120	218,180	-940	
341.9 万円	221.1 万円	162,300	161,359	-941	190,740	189,799	-941	219,180	218,239	-941	
402.7 万円	268.0 万円	190,440	189,265	-1,175	218,880	217,705	-1,175	247,320	246,145	-1,175	
402.7 万円	268.1 万円	190,500	189,324	-1,176	218,940	217,764	-1,176	247,380	246,204	-1,176	
417.9 万円	280.0 万円	197,640	196,405	-1,235	226,080	224,845	-1,235	254,520	253,285	-1,235	
442.7 万円	300.0 万円	209,640	208,305	-1,335	238,080	236,745	-1,335	266,520	265,185	-1,335	
467.9 万円	320.0 万円	221,640	220,205	-1,435	250,080	248,645	-1,435	278,520	277,085	-1,435	
492.7 万円	340.0 万円	233,640	232,105	-1,535	262,080	260,545	-1,535	290,520	288,985	-1,535	
517.9 万円	360.0 万円	245,640	244,005	-1,635	274,080	272,445	-1,635	302,520	300,885	-1,635	
542.7 万円	380.0 万円	257,640	255,905	-1,735	286,080	284,345	-1,735	314,520	312,785	-1,735	
567.9 万円	400.0 万円	269,640	267,805	-1,835	298,080	296,245	-1,835	326,520	324,685	-1,835	
592.7 万円	420.0 万円	281,640	279,705	-1,935	310,080	308,145	-1,935	338,520	336,585	-1,935	
617.9 万円	440.0 万円	293,640	291,605	-2,035	322,080	320,045	-2,035	350,520	348,485	-2,035	
642.7 万円	460.0 万円	305,640	303,505	-2,135	334,080	331,945	-2,135	362,520	360,385	-2,135	
666.7 万円	480.0 万円	317,640	315,405	-2,235	346,080	343,845	-2,235	374,520	372,285	-2,235	
688.9 万円	500.0 万円	329,640	327,305	-2,335	358,080	355,745	-2,335	386,520	384,185	-2,335	
711.2 万円	520.0 万円	341,640	339,205	-2,435	370,080	367,645	-2,435	398,520	396,085	-2,435	
755.6 万円	560.0 万円	365,640	363,005	-2,635	394,080	391,445	-2,635	422,520	419,885	-2,635	
777.8 万円	580.0 万円	377,640	374,905	-2,735	406,080	403,345	-2,735	434,520	431,785	-2,735	
800.1 万円	600.0 万円	389,640	386,805	-2,835	418,080	415,245	-2,835	446,520	443,685	-2,835	
812.2 万円	610.9 万円	396,180	393,290	-2,890	424,620	421,730	-2,890	453,060	450,170	-2,890	
812.3 万円	611.0 万円	396,240	393,350	-2,890	424,680	421,790	-2,890	453,120	450,230	-2,890	
836.3 万円	632.6 万円	409,200	406,202	-2,998	437,640	434,642	-2,998	466,080	463,082	-2,998	
836.4 万円	632.7 万円	409,260	406,261	-2,999	437,700	434,701	-2,999	466,140	463,141	-2,999	
864.8 万円	658.3 万円	424,620	421,493	-3,127	453,060	449,933	-3,127	481,500	478,373	-3,127	
864.9 万円	658.4 万円	424,680	421,553	-3,127	453,120	449,993	-3,127	481,560	478,433	-3,127	
889.4 万円	680.4 万円	437,880	434,643	-3,237	466,320	463,083	-3,237	494,760	491,523	-3,237	
889.5 万円	680.5 万円	437,940	434,702	-3,238	466,380	463,142	-3,238	494,820	491,582	-3,238	
917.5 万円	705.7 万円	453,060	449,696	-3,364	481,500	478,136	-3,364	509,940	506,576	-3,364	
917.6 万円	705.8 万円	453,120	449,756	-3,364	481,560	478,196	-3,364	510,000	506,636	-3,364	
942.5 万円	728.2 万円	466,560	463,084	-3,476	495,000	491,524	-3,476	510,000	519,964	9,964	
942.9 万円	728.6 万円	466,800	463,322	-3,478	495,240	491,762	-3,478	510,000	520,000	10,000	
970.2 万円	753.1 万円	481,500	477,899	-3,601	509,940	506,339	-3,601	510,000	520,000	10,000	
970.3 万円	753.2 万円	481,560	477,959	-3,601	510,000	506,399	-3,601	510,000	520,000	10,000	
995.6 万円	776.0 万円	495,240	491,525	-3,715	510,000	519,965	9,965	510,000	520,000	10,000	
995.7 万円	776.1 万円	495,300	491,584	-3,716	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000	
1,021.6 万円	800.5 万円	509,940	506,102	-3,838	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000	
1,021.7 万円	800.6 万円	510,000	506,162	-3,838	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000	
1,043.0 万円	823.8 万円	510,000	519,966	9,966	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000	
1,043.0 万円	823.9 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000	

現行限度額

改正案限度額

基礎分保険料(2)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行			改正案		
所得割率	6.00	%	所得割率	5.95	%
均等割額	28,440	円	均等割額	28,440	円
平等割額	21,000	円	平等割額	21,000	円
賦課限度額	510,000	円	賦課限度額	520,000	円

(単位:円)

給与と収入額	所得金額	4人世帯			5人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	134,760	134,760	0	163,200	163,200	0
0 円	0 円	40,428	40,428	0	48,960	48,960	0
98.0 万円	33.0 万円	40,428	40,428	0	48,960	48,960	0
98.1 万円	33.1 万円	67,440	67,439	-1	81,660	81,659	-1
124.0 万円	59.0 万円	82,980	82,850	-130	97,200	97,070	-130
124.1 万円	59.1 万円	83,040	82,909	-131	97,260	97,129	-131
145.0 万円	80.0 万円	95,580	95,345	-235	109,800	109,565	-235
145.1 万円	80.1 万円	95,640	95,404	-236	109,860	109,624	-236
150.0 万円	85.0 万円	98,580	98,320	-260	112,800	112,540	-260
150.1 万円	85.1 万円	98,640	98,379	-261	112,860	112,599	-261
184.7 万円	111.0 万円	114,180	113,790	-390	128,400	128,010	-390
184.7 万円	111.1 万円	114,240	113,849	-391	128,460	128,069	-391
207.5 万円	127.0 万円	123,780	123,310	-470	138,000	137,530	-470
207.5 万円	127.1 万円	123,840	123,369	-471	138,060	137,589	-471
221.5 万円	137.0 万円	129,780	129,260	-520	144,000	143,480	-520
221.9 万円	137.1 万円	170,268	169,747	-521	144,060	143,539	-521
258.7 万円	163.0 万円	185,808	185,158	-650	159,600	158,950	-650
259.1 万円	163.1 万円	185,868	185,217	-651	208,620	207,969	-651
274.7 万円	174.0 万円	192,408	191,703	-705	215,160	214,455	-705
274.7 万円	174.1 万円	192,468	191,762	-706	215,220	214,514	-706
341.5 万円	221.0 万円	220,608	219,668	-940	243,360	242,420	-940
341.9 万円	221.1 万円	247,620	246,679	-941	243,420	242,479	-941
402.7 万円	268.0 万円	275,760	274,585	-1,175	271,560	270,385	-1,175
402.7 万円	268.1 万円	275,820	274,644	-1,176	304,260	303,084	-1,176
417.9 万円	280.0 万円	282,960	281,725	-1,235	311,400	310,165	-1,235
442.7 万円	300.0 万円	294,960	293,625	-1,335	323,400	322,065	-1,335
467.9 万円	320.0 万円	306,960	305,525	-1,435	335,400	333,965	-1,435
492.7 万円	340.0 万円	318,960	317,425	-1,535	347,400	345,865	-1,535
517.9 万円	360.0 万円	330,960	329,325	-1,635	359,400	357,765	-1,635
542.7 万円	380.0 万円	342,960	341,225	-1,735	371,400	369,665	-1,735
567.9 万円	400.0 万円	354,960	353,125	-1,835	383,400	381,565	-1,835
592.7 万円	420.0 万円	366,960	365,025	-1,935	395,400	393,465	-1,935
617.9 万円	440.0 万円	378,960	376,925	-2,035	407,400	405,365	-2,035
642.7 万円	460.0 万円	390,960	388,825	-2,135	419,400	417,265	-2,135
666.7 万円	480.0 万円	402,960	400,725	-2,235	431,400	429,165	-2,235
688.9 万円	500.0 万円	414,960	412,625	-2,335	443,400	441,065	-2,335
711.2 万円	520.0 万円	426,960	424,525	-2,435	455,400	452,965	-2,435
755.6 万円	560.0 万円	450,960	448,325	-2,635	479,400	476,765	-2,635
777.8 万円	580.0 万円	462,960	460,225	-2,735	491,400	488,665	-2,735
800.1 万円	600.0 万円	474,960	472,125	-2,835	503,400	500,565	-2,835
812.2 万円	610.9 万円	481,500	478,610	-2,890	509,940	507,050	-2,890
812.3 万円	611.0 万円	481,560	478,670	-2,890	510,000	507,110	-2,890
836.3 万円	632.6 万円	494,520	491,522	-2,998	510,000	519,962	9,962
836.4 万円	632.7 万円	494,580	491,581	-2,999	510,000	520,000	10,000
864.8 万円	658.3 万円	509,940	506,813	-3,127	510,000	520,000	10,000
864.9 万円	658.4 万円	510,000	506,873	-3,127	510,000	520,000	10,000
889.4 万円	680.4 万円	510,000	519,963	9,963	510,000	520,000	10,000
889.5 万円	680.5 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
917.5 万円	705.7 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
917.6 万円	705.8 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
942.5 万円	728.2 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
942.9 万円	728.6 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
970.2 万円	753.1 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
970.3 万円	753.2 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
995.6 万円	776.0 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
995.7 万円	776.1 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
1,021.6 万円	800.5 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
1,021.7 万円	800.6 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
1,043.0 万円	823.8 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000
1,043.0 万円	823.9 万円	510,000	520,000	10,000	510,000	520,000	10,000

7割軽減

5割軽減

2割軽減

現行限度額

改正案限度額

後期高齢者支援金等分保険料(1)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	2.40 %	所得割率	2.33 %
均等割額	9,840 円	均等割額	9,840 円
平等割額	7,200 円	平等割額	7,200 円
賦課限度額	160,000 円	賦課限度額	170,000 円

2割軽減

5割軽減

7割軽減

(単位:円)

給与収入額	所得金額		1人世帯			2人世帯			3人世帯		
	現行	改正案	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	未申告	17,040	17,040	0	26,880	26,880	0	36,720	36,720	0
0 円	0 円	0 円	5,112	5,112	0	8,064	8,064	0	11,016	11,016	0
98.0 万円	33.0 万円	33.0 万円	5,112	5,112	0	8,064	8,064	0	11,016	11,016	0
98.1 万円	33.1 万円	33.1 万円	8,544	8,543	-1	13,464	13,463	-1	18,384	18,383	-1
124.0 万円	59.0 万円	59.0 万円	14,760	14,578	-182	19,680	19,498	-182	24,600	24,418	-182
124.1 万円	59.1 万円	59.1 万円	19,896	19,713	-183	19,704	19,521	-183	24,624	24,441	-183
145.0 万円	80.0 万円	80.0 万円	24,912	24,583	-329	24,720	24,391	-329	29,640	29,311	-329
145.1 万円	80.1 万円	80.1 万円	28,344	28,014	-330	24,744	24,414	-330	29,664	29,334	-330
150.0 万円	85.0 万円	85.0 万円	29,520	29,156	-364	25,920	25,556	-364	30,840	30,476	-364
150.1 万円	85.1 万円	85.1 万円	29,544	29,179	-365	34,008	33,643	-365	30,864	30,499	-365
184.7 万円	111.0 万円	111.0 万円	35,760	35,214	-546	40,224	39,678	-546	37,080	36,534	-546
184.7 万円	111.1 万円	111.1 万円	35,784	35,237	-547	40,248	39,701	-547	48,120	47,573	-547
207.5 万円	127.0 万円	127.0 万円	39,600	38,942	-658	44,064	43,406	-658	51,936	51,278	-658
207.5 万円	127.1 万円	127.1 万円	39,624	38,965	-659	49,464	48,805	-659	51,960	51,301	-659
221.5 万円	137.0 万円	137.0 万円	42,000	41,272	-728	51,840	51,112	-728	54,336	53,608	-728
221.9 万円	137.1 万円	137.1 万円	42,024	41,295	-729	51,864	51,135	-729	54,360	53,631	-729
258.7 万円	163.0 万円	163.0 万円	48,240	47,330	-910	58,080	57,170	-910	60,576	59,666	-910
259.1 万円	163.1 万円	163.1 万円	48,264	47,353	-911	58,104	57,193	-911	60,600	59,689	-911
274.7 万円	174.0 万円	174.0 万円	50,880	49,893	-987	60,720	59,733	-987	63,216	62,229	-987
274.7 万円	174.1 万円	174.1 万円	50,904	49,916	-988	60,744	59,756	-988	70,584	69,596	-988
341.5 万円	221.0 万円	221.0 万円	62,160	60,844	-1,316	72,000	70,684	-1,316	81,840	80,524	-1,316
341.9 万円	221.1 万円	221.1 万円	62,184	60,867	-1,317	72,024	70,707	-1,317	81,864	80,547	-1,317
402.7 万円	268.0 万円	268.0 万円	73,440	71,795	-1,645	83,280	81,635	-1,645	93,120	91,475	-1,645
402.7 万円	268.1 万円	268.1 万円	73,464	71,818	-1,646	83,304	81,658	-1,646	93,144	91,498	-1,646
417.9 万円	280.0 万円	280.0 万円	76,320	74,591	-1,729	86,160	84,431	-1,729	96,000	94,271	-1,729
442.7 万円	300.0 万円	300.0 万円	81,120	79,251	-1,869	90,960	89,091	-1,869	100,800	98,931	-1,869
467.9 万円	320.0 万円	320.0 万円	85,920	83,911	-2,009	95,760	93,751	-2,009	105,600	103,591	-2,009
492.7 万円	340.0 万円	340.0 万円	90,720	88,571	-2,149	100,560	98,411	-2,149	110,400	108,251	-2,149
517.9 万円	360.0 万円	360.0 万円	95,520	93,231	-2,289	105,360	103,071	-2,289	115,200	112,911	-2,289
542.7 万円	380.0 万円	380.0 万円	100,320	97,891	-2,429	110,160	107,731	-2,429	120,000	117,571	-2,429
567.9 万円	400.0 万円	400.0 万円	105,120	102,551	-2,569	114,960	112,391	-2,569	124,800	122,231	-2,569
592.7 万円	420.0 万円	420.0 万円	109,920	107,211	-2,709	119,760	117,051	-2,709	129,600	126,891	-2,709
617.9 万円	440.0 万円	440.0 万円	114,720	111,871	-2,849	124,560	121,711	-2,849	134,400	131,551	-2,849
642.7 万円	460.0 万円	460.0 万円	119,520	116,531	-2,989	129,360	126,371	-2,989	139,200	136,211	-2,989
648.3 万円	464.6 万円	464.6 万円	120,624	117,602	-3,022	130,464	127,442	-3,022	140,304	137,282	-3,022
648.7 万円	464.7 万円	464.7 万円	120,648	117,626	-3,022	130,488	127,466	-3,022	140,328	137,306	-3,022
695.2 万円	505.6 万円	505.6 万円	130,464	127,155	-3,309	140,304	136,995	-3,309	150,144	146,835	-3,309
695.3 万円	505.7 万円	505.7 万円	130,488	127,179	-3,309	140,328	137,019	-3,309	150,168	146,859	-3,309
711.7 万円	520.5 万円	520.5 万円	134,040	130,627	-3,413	143,880	140,467	-3,413	153,720	150,307	-3,413
711.8 万円	520.6 万円	520.6 万円	134,064	130,650	-3,414	143,904	140,490	-3,414	153,744	150,330	-3,414
740.7 万円	546.6 万円	546.6 万円	140,304	136,708	-3,596	150,144	146,548	-3,596	159,984	156,388	-3,596
740.8 万円	546.7 万円	546.7 万円	140,328	136,732	-3,596	150,168	146,572	-3,596	160,000	156,412	-3,588
758.6 万円	562.7 万円	562.7 万円	144,168	140,460	-3,708	154,008	150,300	-3,708	160,000	160,140	140
758.7 万円	562.8 万円	562.8 万円	144,192	140,483	-3,709	154,032	150,323	-3,709	160,000	160,163	163
786.3 万円	587.6 万円	587.6 万円	150,144	146,261	-3,883	159,984	156,101	-3,883	160,000	165,941	5,941
786.4 万円	587.7 万円	587.7 万円	150,168	146,285	-3,883	160,000	156,125	-3,875	160,000	165,965	5,965
805.6 万円	605.0 万円	605.0 万円	154,320	150,316	-4,004	160,000	160,156	156	160,000	169,996	9,996
805.7 万円	605.1 万円	605.1 万円	154,344	150,339	-4,005	160,000	160,179	179	160,000	170,000	10,000
831.8 万円	628.6 万円	628.6 万円	159,984	155,814	-4,170	160,000	165,654	5,654	160,000	170,000	10,000
831.9 万円	628.7 万円	628.7 万円	160,000	155,838	-4,162	160,000	165,678	5,678	160,000	170,000	10,000
852.5 万円	647.2 万円	647.2 万円	160,000	160,148	148	160,000	169,988	9,988	160,000	170,000	10,000
852.6 万円	647.3 万円	647.3 万円	160,000	160,171	171	160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000
899.4 万円	689.4 万円	689.4 万円	160,000	169,981	9,981	160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000
899.5 万円	689.5 万円	689.5 万円	160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000

現行限度額

改正案限度額

後期高齢者支援金等分保険料(2)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	2.40 %	所得割率	2.33 %
均等割額	9,840 円	均等割額	9,840 円
平等割額	7,200 円	平等割額	7,200 円
賦課限度額	160,000 円	賦課限度額	170,000 円

(単位:円)

給与と収入額	所得金額		4人世帯			5人世帯			
			現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	
未申告	未申告		46,560	46,560	0	56,400	56,400	0	
0 円	0 円		13,968	13,968	0	16,920	16,920	0	
98.0 万円	33.0 万円		13,968	13,968	0	16,920	16,920	0	
98.1 万円	33.1 万円		23,304	23,303	-1	28,224	28,223	-1	
124.0 万円	59.0 万円		29,520	29,338	-182	34,440	34,258	-182	
124.1 万円	59.1 万円		29,544	29,361	-183	34,464	34,281	-183	
145.0 万円	80.0 万円		34,560	34,231	-329	39,480	39,151	-329	
145.1 万円	80.1 万円		34,584	34,254	-330	39,504	39,174	-330	
150.0 万円	85.0 万円		35,760	35,396	-364	40,680	40,316	-364	
150.1 万円	85.1 万円		35,784	35,419	-365	40,704	40,339	-365	
184.7 万円	111.0 万円		42,000	41,454	-546	46,920	46,374	-546	
184.7 万円	111.1 万円		42,024	41,477	-547	46,944	46,397	-547	
207.5 万円	127.0 万円		45,840	45,182	-658	50,760	50,102	-658	
207.5 万円	127.1 万円		45,864	45,205	-659	50,784	50,125	-659	
221.5 万円	137.0 万円		48,240	47,512	-728	53,160	52,432	-728	
221.9 万円	137.1 万円		62,232	61,503	-729	53,184	52,455	-729	
258.7 万円	163.0 万円		68,448	67,538	-910	59,400	58,490	-910	
259.1 万円	163.1 万円		68,472	67,561	-911	76,344	75,433	-911	
274.7 万円	174.0 万円		71,088	70,101	-987	78,960	77,973	-987	
274.7 万円	174.1 万円		71,112	70,124	-988	78,984	77,996	-988	
341.5 万円	221.0 万円		82,368	81,052	-1,316	90,240	88,924	-1,316	
341.9 万円	221.1 万円		91,704	90,387	-1,317	90,264	88,947	-1,317	
402.7 万円	268.0 万円		102,960	101,315	-1,645	101,520	99,875	-1,645	
402.7 万円	268.1 万円		102,984	101,338	-1,646	112,824	111,178	-1,646	
417.9 万円	280.0 万円		105,840	104,111	-1,729	115,680	113,951	-1,729	
442.7 万円	300.0 万円		110,640	108,771	-1,869	120,480	118,611	-1,869	
467.9 万円	320.0 万円		115,440	113,431	-2,009	125,280	123,271	-2,009	
492.7 万円	340.0 万円		120,240	118,091	-2,149	130,080	127,931	-2,149	
517.9 万円	360.0 万円		125,040	122,751	-2,289	134,880	132,591	-2,289	
542.7 万円	380.0 万円		129,840	127,411	-2,429	139,680	137,251	-2,429	
567.9 万円	400.0 万円		134,640	132,071	-2,569	144,480	141,911	-2,569	
592.7 万円	420.0 万円		139,440	136,731	-2,709	149,280	146,571	-2,709	
617.9 万円	440.0 万円		144,240	141,391	-2,849	154,080	151,231	-2,849	
642.7 万円	460.0 万円		149,040	146,051	-2,989	158,880	155,891	-2,989	
648.3 万円	464.6 万円		150,144	147,122	-3,022	159,984	156,962	-3,022	
648.7 万円	464.7 万円		150,168	147,146	-3,022	160,000	156,986	-3,014	
695.2 万円	505.6 万円		159,984	156,675	-3,309	160,000	166,515	6,515	
695.3 万円	505.7 万円		160,000	156,699	-3,301	160,000	166,539	6,539	現行限度額
711.7 万円	520.5 万円		160,000	160,147	147	160,000	169,987	9,987	
711.8 万円	520.6 万円		160,000	160,170	170	160,000	170,000	10,000	
740.7 万円	546.6 万円		160,000	166,228	6,228	160,000	170,000	10,000	改正案限度額
740.8 万円	546.7 万円		160,000	166,252	6,252	160,000	170,000	10,000	
758.6 万円	562.7 万円		160,000	169,980	9,980	160,000	170,000	10,000	
758.7 万円	562.8 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
786.3 万円	587.6 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
786.4 万円	587.7 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
805.6 万円	605.0 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
805.7 万円	605.1 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
831.8 万円	628.6 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
831.9 万円	628.7 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
852.5 万円	647.2 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
852.6 万円	647.3 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
899.4 万円	689.4 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	
899.5 万円	689.5 万円		160,000	170,000	10,000	160,000	170,000	10,000	

介護納付金分保険料(1)

※納付対象者は、40歳以上64歳以下

現行			改正案		
所得割率	2.40	%	所得割率	2.20	%
均等割額	11,280	円	均等割額	11,280	円
平等割額	5,880	円	平等割額	5,880	円
賦課限度額	140,000	円	賦課限度額	160,000	円

給与収入額	所得金額		1人世帯			2人世帯			3人世帯			(単位:円)
			現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	
			未申告	未申告		未申告	未申告		未申告	未申告		
0	円	0	円	17,160	17,160	0	28,440	28,440	0	39,720	39,720	0
98.0	万円	33.0	万円	5,148	5,148	0	8,532	8,532	0	11,916	11,916	0
98.1	万円	33.1	万円	8,604	8,602	-2	14,244	14,242	-2	19,884	19,882	-2
124.0	万円	59.0	万円	14,820	14,300	-520	20,460	19,940	-520	26,100	25,580	-520
124.1	万円	59.1	万円	19,992	19,470	-522	20,484	19,962	-522	26,124	25,602	-522
145.0	万円	80.0	万円	25,008	24,068	-940	25,500	24,560	-940	31,140	30,200	-940
145.1	万円	80.1	万円	28,464	27,522	-942	25,524	24,582	-942	31,164	30,222	-942
150.0	万円	85.0	万円	29,640	28,600	-1,040	26,700	25,660	-1,040	32,340	31,300	-1,040
150.1	万円	85.1	万円	29,664	28,622	-1,042	35,256	34,214	-1,042	32,364	31,322	-1,042
184.7	万円	111.0	万円	35,880	34,320	-1,560	41,472	39,912	-1,560	38,580	37,020	-1,560
184.7	万円	111.1	万円	35,904	34,342	-1,562	41,496	39,934	-1,562	50,520	48,958	-1,562
207.5	万円	127.0	万円	39,720	37,840	-1,880	45,312	43,432	-1,880	54,336	52,456	-1,880
207.5	万円	127.1	万円	39,744	37,862	-1,882	51,024	49,142	-1,882	54,360	52,478	-1,882
221.5	万円	137.0	万円	42,120	40,040	-2,080	53,400	51,320	-2,080	56,736	54,656	-2,080
221.9	万円	137.1	万円	42,144	40,062	-2,082	53,424	51,342	-2,082	56,760	54,678	-2,082
258.7	万円	163.0	万円	48,360	45,760	-2,600	59,640	57,040	-2,600	62,976	60,376	-2,600
259.1	万円	163.1	万円	48,384	45,782	-2,602	59,664	57,062	-2,602	63,000	60,398	-2,602
274.7	万円	174.0	万円	51,000	48,180	-2,820	62,280	59,460	-2,820	65,616	62,796	-2,820
274.7	万円	174.1	万円	51,024	48,202	-2,822	62,304	59,482	-2,822	73,584	70,762	-2,822
341.5	万円	221.0	万円	62,280	58,520	-3,760	73,560	69,800	-3,760	84,840	81,080	-3,760
341.9	万円	221.1	万円	62,304	58,542	-3,762	73,584	69,822	-3,762	84,864	81,102	-3,762
402.7	万円	268.0	万円	73,560	68,860	-4,700	84,840	80,140	-4,700	96,120	91,420	-4,700
402.7	万円	268.1	万円	73,584	68,882	-4,702	84,864	80,162	-4,702	96,144	91,442	-4,702
417.9	万円	280.0	万円	76,440	71,500	-4,940	87,720	82,780	-4,940	99,000	94,060	-4,940
442.7	万円	300.0	万円	81,240	75,900	-5,340	92,520	87,180	-5,340	103,800	98,460	-5,340
467.9	万円	320.0	万円	86,040	80,300	-5,740	97,320	91,580	-5,740	108,600	102,860	-5,740
492.7	万円	340.0	万円	90,840	84,700	-6,140	102,120	95,980	-6,140	113,400	107,260	-6,140
513.9	万円	356.8	万円	94,872	88,396	-6,476	106,152	99,676	-6,476	117,432	110,956	-6,476
513.9	万円	356.9	万円	94,896	88,418	-6,478	106,176	99,698	-6,478	117,456	110,978	-6,478
536.3	万円	375.0	万円	99,240	92,400	-6,840	110,520	103,680	-6,840	121,800	114,960	-6,840
572.3	万円	403.8	万円	106,152	98,736	-7,416	117,432	110,016	-7,416	128,712	121,296	-7,416
572.7	万円	403.9	万円	106,176	98,758	-7,418	117,456	110,038	-7,418	128,736	121,318	-7,418
599.1	万円	425.0	万円	111,240	103,400	-7,840	122,520	114,680	-7,840	133,800	125,960	-7,840
631.1	万円	450.8	万円	117,432	109,076	-8,356	128,712	120,356	-8,356	139,992	131,636	-8,356
631.5	万円	450.9	万円	117,456	109,098	-8,358	128,736	120,378	-8,358	140,000	131,658	-8,342
661.2	万円	475.0	万円	123,240	114,400	-8,840	134,520	125,680	-8,840	140,000	136,960	-3,040
686.5	万円	497.8	万円	128,712	119,416	-9,296	139,992	130,696	-9,296	140,000	141,976	1,976
686.6	万円	497.9	万円	128,736	119,438	-9,298	140,000	130,718	-9,282	140,000	141,998	1,998
720.5	万円	528.4	万円	136,056	126,148	-9,908	140,000	137,428	-2,572	140,000	148,708	8,708
720.6	万円	528.5	万円	136,080	126,170	-9,910	140,000	137,450	-2,550	140,000	148,730	8,730
750.1	万円	555.0	万円	140,000	132,000	-8,000	140,000	143,280	3,280	140,000	154,560	14,560
777.5	万円	579.7	万円	140,000	137,434	-2,566	140,000	148,714	8,714	140,000	159,994	19,994
777.6	万円	579.8	万円	140,000	137,456	-2,544	140,000	148,736	8,736	140,000	160,000	20,000
805.6	万円	605.0	万円	140,000	143,000	3,000	140,000	154,280	14,280	140,000	160,000	20,000
834.4	万円	630.9	万円	140,000	148,698	8,698	140,000	159,978	19,978	140,000	160,000	20,000
834.5	万円	631.0	万円	140,000	148,720	8,720	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000
861.2	万円	655.0	万円	140,000	154,000	14,000	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000
891.4	万円	682.2	万円	140,000	159,984	19,984	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000
891.5	万円	682.3	万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000

現行限度額

改正案限度額

介護納付金分保険料(2)

※納付対象者は、40歳以上64歳以下

現行		改正案	
所得割率	2.40 %	所得割率	2.20 %
均等割額	11,280 円	均等割額	11,280 円
平等割額	5,880 円	平等割額	5,880 円
賦課限度額	140,000 円	賦課限度額	160,000 円

(単位:円)

給与収入額	所得金額	4人世帯			5人世帯			
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	
未申告	未申告	51,000	51,000	0	62,280	62,280	0	7割軽減
0 円	0 円	15,300	15,300	0	18,684	18,684	0	
98.0 万円	33.0 万円	15,300	15,300	0	18,684	18,684	0	
98.1 万円	33.1 万円	25,524	25,522	-2	31,164	31,162	-2	5割軽減
124.0 万円	59.0 万円	31,740	31,220	-520	37,380	36,860	-520	
124.1 万円	59.1 万円	31,764	31,242	-522	37,404	36,882	-522	
145.0 万円	80.0 万円	36,780	35,840	-940	42,420	41,480	-940	
145.1 万円	80.1 万円	36,804	35,862	-942	42,444	41,502	-942	
150.0 万円	85.0 万円	37,980	36,940	-1,040	43,620	42,580	-1,040	
150.1 万円	85.1 万円	38,004	36,962	-1,042	43,644	42,602	-1,042	
184.7 万円	111.0 万円	44,220	42,660	-1,560	49,860	48,300	-1,560	
184.7 万円	111.1 万円	44,244	42,682	-1,562	49,884	48,322	-1,562	
207.5 万円	127.0 万円	48,060	46,180	-1,880	53,700	51,820	-1,880	
207.5 万円	127.1 万円	48,084	46,202	-1,882	53,724	51,842	-1,882	
221.5 万円	137.0 万円	50,460	48,380	-2,080	56,100	54,020	-2,080	2割軽減
221.9 万円	137.1 万円	65,784	63,702	-2,082	56,124	54,042	-2,082	
258.7 万円	163.0 万円	72,000	69,400	-2,600	62,340	59,740	-2,600	
259.1 万円	163.1 万円	72,024	69,422	-2,602	81,048	78,446	-2,602	
274.7 万円	174.0 万円	74,640	71,820	-2,820	83,664	80,844	-2,820	
274.7 万円	174.1 万円	74,664	71,842	-2,822	83,688	80,866	-2,822	
341.5 万円	221.0 万円	85,920	82,160	-3,760	94,944	91,184	-3,760	
341.9 万円	221.1 万円	96,144	92,382	-3,762	94,968	91,206	-3,762	
402.7 万円	268.0 万円	107,400	102,700	-4,700	106,224	101,524	-4,700	
402.7 万円	268.1 万円	107,424	102,722	-4,702	118,704	114,002	-4,702	
417.9 万円	280.0 万円	110,280	105,340	-4,940	121,560	116,620	-4,940	
442.7 万円	300.0 万円	115,080	109,740	-5,340	126,360	121,020	-5,340	
467.9 万円	320.0 万円	119,880	114,140	-5,740	131,160	125,420	-5,740	
492.7 万円	340.0 万円	124,680	118,540	-6,140	135,960	129,820	-6,140	
513.9 万円	356.8 万円	128,712	122,236	-6,476	139,992	133,516	-6,476	
513.9 万円	356.9 万円	128,736	122,258	-6,478	140,000	133,538	-6,462	
536.3 万円	375.0 万円	133,080	126,240	-6,840	140,000	137,520	-2,480	現行限度額
572.3 万円	403.8 万円	139,992	132,576	-7,416	140,000	143,856	3,856	
572.7 万円	403.9 万円	140,000	132,598	-7,402	140,000	143,878	3,878	
599.1 万円	425.0 万円	140,000	137,240	-2,760	140,000	148,520	8,520	
631.1 万円	450.8 万円	140,000	142,916	2,916	140,000	154,196	14,196	
631.5 万円	450.9 万円	140,000	142,938	2,938	140,000	154,218	14,218	
661.2 万円	475.0 万円	140,000	148,240	8,240	140,000	159,520	19,520	
686.5 万円	497.8 万円	140,000	153,256	13,256	140,000	160,000	20,000	
686.6 万円	497.9 万円	140,000	153,278	13,278	140,000	160,000	20,000	
720.5 万円	528.4 万円	140,000	159,988	19,988	140,000	160,000	20,000	
720.6 万円	528.5 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	改正案限度額
750.1 万円	555.0 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
777.5 万円	579.7 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
777.6 万円	579.8 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
805.6 万円	605.0 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
834.4 万円	630.9 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
834.5 万円	631.0 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
861.2 万円	655.0 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
891.4 万円	682.2 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	
891.5 万円	682.3 万円	140,000	160,000	20,000	140,000	160,000	20,000	

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には、<u>520,000円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>510,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、<u>140,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>510,000円</u>を超える場合には、<u>510,000円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>510,000円</u>」とあるのは「<u>160,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「<u>160,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>510,000円</u>」とあるのは「<u>140,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>

保 発 0304第 3 号
平成27年 3 月 4 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第63号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成27年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の趣旨

「平成 27 年度税制改正の大綱」（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部を改正するものであること。

第二 改正の内容

(1) 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

(2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 26 万円とし、2 割

軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を 47 万円とすることとしたこと。

- (3) 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、(2) に伴う所要の改正を行うこととしたこと。

第三 施行期日

改正令は、平成27年4月1日から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(六一)
- 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(六四)

〔告 示〕

- 適格消費者団体を公示する件(消費者庁一)
- 元売業者の指定を取り消した件(総務六三)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(政治資金適正化委九)
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証券を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件(同一〇)
- 戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件(法務一三〇)
- 除籍が滅失した件(同一三一)

○ 日本国に帰化を許可する件(同一三二)

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同一三三)

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同一三四)

○ 認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件(国税庁五)

○ 労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関を登録した件(厚生労働四四)

○ 労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関の事務所名称及び所在地を変更した件(同四五)

○ 労働安全衛生法の規定により登録性能検査機関の業務の全部を廃止した件(同四六)

- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件(経済産業二五)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件(同二六)
- 特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件(特許庁六)
- 国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件(国土交通二九三〇二九五)
- 道路に関する件(北海道開発局二四)

〔公 告〕

諸事項

官庁
商号登記抹消、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融庁)

国家試験

平成二十六年一級及び二級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付(国土交通省)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された
法令のあらまし

◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六十二号）（厚生労働省）
1 所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乘する金額を二六万円とし、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の一を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乘する金額を四七万円とすることとした。（第一八条第四項関係）
2 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第六十三号）（厚生労働省）

1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額（現行五一万円）を五二万円に、後期高齢者支学金等賦課額に係る賦課限度額（現行一六万円）を一七万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額（現行一四万円）を一六万円に、それぞれ引き上げることとした。（第二九条の七第二項、第四項並びに附則第四條第二項及び第三項関係）
2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の一を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乘する金額を二六万円とし、これらの額の一〇分の一を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乘する金額を四七万円とすることとした。（第二九条の七第五項関係）
3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六十四号）（厚生労働省）
1 平成二十六年に於ける国民健康保険組合における療養給付費等に対する国庫補助金については、平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで期間における診療に係る療養の給付等に要した費用の額に基づいて算定することとする。また、当該国庫補助金の一部については平成二十七年に於いて補助することとする特例を設けることとした。（附則第二條関係）
2 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第二條の規定は、平成二十六年に於ける国民健康保険組合に対する補助金の額の算定に対して適用することとした。

政 令

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十二号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。
第十八條第四項第一号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同項第四号中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この政令による改正後の第十八條第四項の規定は、平成二十七年年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十三号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令
内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七條の二第二項（同法第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一條の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九條の三第十項及び第二十九條の四の三第六項中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。
第二十九條の七第二項第十号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第三項第九号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第四項第九号中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第五項第一号中「四十五万円」を「四十七万円」に改め、同条第五項第三号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同条第八中「四十五万円」を「四十七万円」に改める。
附則第四條第二項第六号中「五十一万円」を「五十二万円」に改め、同条第三項第六号中「十六万円」を「十七万円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。
- 3 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日(同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。)がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
- 4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項から第五項まで並びに附則第四条第二項及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に、平成二十五年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで」を「平成二十六年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十五年年度」を「平成二十六年年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第六十九号)第一条の規定」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第六十四号)」に、「平成二十六年年度」を「平成二十七年年度」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二条の規定は、平成二十六年年度に係る国民健康保険組合に対する補助金について適用する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

告 示

○消費者庁告示第一号

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月四日

消費者庁長官 板東久美子

別表(適格消費者団体名簿)

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号 埼玉生活協同組合連合会内	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号 埼玉生活協同組合連合会内	平成二十七年二月二十五日
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	大分市青崎一丁目9番35号	大分市青崎一丁目9番35号	平成二十七年二月二十五日

○総務省告示第六十三号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第三号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則(昭和二十九年総務府令第二十三号)第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月四日

総務大臣 山本 早苗

主たる事務所又は事業所の所在地 取消しの年月日
MOCマーケティング合 東京都港区港南一丁目八番十五号 平成二十七年一月一日
同会社

○政治資金適正化委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

抹消年月日

抹消事由

- 八四六 山本善三郎 二四、一一、一七 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 一四三〇 堀腰 健一 二七、一一、一一 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 四六六八 藤井 浩雅 二六、一〇、一七 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第十号

政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治家金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十七年三月四日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 氏名 登録政治家金監査人証票の番号
三六六七 川手 典子 三八三四二七、一一、一一

亡失年月日